

ねんきんコーナー

お得で便利な保険料の口座振替納付・クレジットカードによる納付のご案内

口座振替(預貯金口座からの引き落とし)やクレジットカードによる納付は、納付書による納付に比べて、金融機関などへ行く手間が省け、納め忘れが防げるため大変便利です。

保険料の納付は口座振替による納付が一番お得です。

口座振替などで前納制度を利用して、保険料をまとめて納付されると、毎月納付書で納付するより最大1万5千850円割引され大変お得です。

また、前納制度を利用した場合、口座振替による納付は、納付書、クレジットカードによる納付よりもさらに割引されます。(クレジットカードによる前納、納付書による前納の割引は同額となります。)

◆6カ月前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)の場合

口座振替は、1千130円の割引、クレジットカード・納付書前納は、81

0円の割引

※令和3年度の6カ月前納(10月～翌年3月分)については、令和3年8月31日まで申込可能です。

◆1年前納の場合

口座振替は、4千180円の割引、クレジットカード・納付書前納は、3千540円の割引

◆2年前納の場合

口座振替は、1万5千850円の割引、クレジットカード・納付書前納は、1万4千590円の割引となります。(令和3年度額)

さらに、口座振替の場合、1カ月ごとの納付でも、50円割引されます。

この機会にぜひ「口座振替・クレジットカードによる納付」または「納付前納制度を利用したまとめ払い」をされることをお勧めします。

ご希望の方には申込用紙を送付しますので、幡多年金事務所までご相談ください。

〈前納(2年・1年)の申込を希望される方へ〉

令和3年度の申込はすでに終了しています。

令和4年2月末日までに1年前納(4月～翌年3月分)、2年前納(4月～翌々年3月)をお申込みいただくと、令和4年4月末日からの前納が可能です。

それまでの間は定額保険料が引き落としされますので、毎月の保険料の納め忘れがなく便利です。(注：すでに納付書により令和4年3月分までの保険料を納付済みの方は、令和4年4月末から引き落としが開始されます。)

納付書でのまとめ払いによる割引はいつでも申込ができます。(割引額は口座振替納付の場合と異なります。)

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 5513701

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 3411616

交通遺児等育成資金貸付制度

義務教育終了まで育成資金が無利子で借りられます。

◆対象者

自動車事故により保護者が死亡または重度後遺障がい者となった方の0歳から中学卒業までの子ども

◆貸付金額

一時金 15万5千円

毎月 1万円または2万円

入学支度金 4万4千円

◆返済期間

中学卒業後20年以内

※高校・大学などに進学する場合、卒業まで返済猶予あり

重度後遺障がい者介護料支給制度

◆対象者

自動車事故が原因で、脳・脊髄または胸部臓器を損傷し重度の後遺障がいを持ったため、常時または随時介護が必要な状態にある方
※詳細は左記までお問い合わせください。

○お問い合わせ

独立行政法人自動車事故対策機構高知支所

☎ 088-831-1817